

ご存知ですか？

「違反対象物の公表制度」



マスコットキャラクター
「あおしょうくん」

公表制度とは？

消防法令に関する重大な違反のある建物を公表することによって、その建物を利用する方が自ら建物の情報入手して、安心して建物を利用できるように、消防が保有している消防法令違反に関する情報をホームページ上に公表する制度です。

ホームページで公表

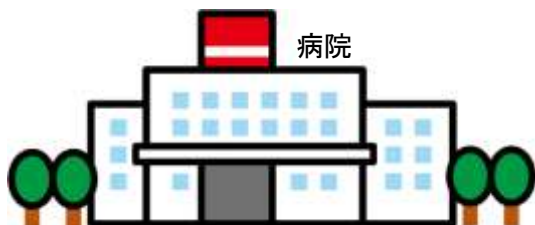


公表対象となる建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、物販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物が該当になります。



飲食店等



病院

公表対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、設置されていない場合又は設置されていてもその主たる機能が喪失している場合が該当します。



スプリンクラー設備



屋内消火栓設備



自動火災報知設備

公表までの流れ



公表対象の違反を通知してから14日を経過しても当該違反がある場合

公表する旨を関係者へ文書で通知

法令違反があった場合には...



公表対象の違反を通知



立入検査を実施

～～事業者の方へ～～

次のような場合は、重大な消防法令違反になることがありますので、事前に消防本部予防課又は最寄りの消防署へご相談ください。

◎増築や改築、隣接する建物と接続する場合。

◎建物に飲食店、物品販売店、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する用途が新たに入居する場合。

また、新規に事業を開始する場合及び建物の用途の全部又は一部を変更する場合は火災予防条例により使用開始(変更)届出書の提出が義務付けられていますので消防本部予防課へお問合せください。



公表の内容

以下の情報について、建物を利用する方にわかりやすく公表します。

- ①建物の名称・住所
- ②消防法令違反の内容
- ③消防長が必要と認める事項

公表制度の全国展開

違反対象物公表制度は、すべての政令指定都市の消防本部でも実施しており、今後は、全国の各消防本部にも導入される予定になっています。



総務省消防庁のホームページで
全国の公表情報を確認できます。
＝総務省消防庁公表制度 HP＝
<http://www.fdma.go.jp/>

《問い合わせ先》

消防本部予防課	017-775-0853	中央消防署予防係	017-775-0855
東消防署予防係	017-741-0613	浪岡消防署予防係	0172-62-3119
平内消防署予防係	017-755-3119		